

平成 22 年 10 月 5 日

各位

発明審査委員会
委員長 近藤義和

研究成果の「新規性喪失」がないように十分な対策を

この程、数件の新規性喪失による出願特許の拒絶理由通知を受けました。これは特許出願前に予稿集や論文が発行され、新規性と言う発明で最も重要な資格が単なる手続き上のミスで失われるという極めてもったいない事例です。本学以外でもこれまで多くの事例があり、拒絶理由の中で最多数の理由になっています。

新規性喪失は、予稿集や論文だけでなく、学会発表、産業祭り・イノベーションフォーラム等の各種イベントでのプレゼン等、自分以外に公表するすべてがその対象になります。

特に、年度後半には、卒業論文発表会を始め多くの発表会、研究会が学部、学科、研究室段階で開かれると思いますが、折角の研究成果を新規性喪失と言う最悪の事態にならないように、下記の対応をお願いいたします。

1. 特許出願は発表に前に行う。これが大原則。なるだけ、研究開始時にアイデアメモ（別紙1）を作成してください。それを元に特許出願戦略をたてましょう。
2. 通常の学会発表では、発表後 6 ヶ月間の新規性喪失の例外規定（特許法 30 条）が適用されますが、学内の研究発表会は大学主催以外は新規性喪失の例外規定が適用されません。また、30 条の例外規定が適用されるのは日本国内と米国、韓国など数カ国程度で、その特許をそれ以外の国に外国出願する場合新規性喪失で拒絶になります。従って、学内での発表会は原則非公開（学内のみ）として、
 - 1) その会で発表したことは、発明の対象になるので第三者へ口外しないように口頭で説明して頂くと同時に参加者に秘密保持誓約書（別紙2）に署名してもらうこと。
 - 2) 説明資料には、全頁の上部に「秘密」、「Confidential」と記載し、秘密事項であることを示しておく。但し、こうしてもそれを聞いて他人が特許を出すことを防ぐことはできません。原則は特許を出して発表するということ。
3. 新聞や産業祭りなど学会以外でのイベントでの発表では殆ど新規性が喪失すると考えてください。従って、特許を出そうとする重要な知見はそういった場所では発表しないでください。

(*) 知的財産部門 (8598 近藤) 或いは事務部門 (8019 池原) にお問い合わせください。

<別紙1>

アイデアメモ		琉球大学 Confidential	
記載年月日： 年 月 日	提案者所属：	氏名：	
提案者TEL：	提案者e-mail：		
アイデアの名称：			
<必ず下記についてはご記入ください>			
●解決したい技術課題はどんな点ですか(今までどうしてましたか?)			
.			
.			
.			
●あなたのアイデアにおける解決方法・手段を記載してください(マンガ、図面、フローチャートなどでもOK)			
.			
.			
.			
●あなたの発明の簡単な説明図を描いてください(特徴点がわかるように)			
.			
.			
.			
.....			
<できれば下記についてもご記入ください>			
先行例を調べ、文献情報を記載してください(論文、特許など)			
.			
.			
.			
あなたのアイデアと先行例との構成の相違点はどこですか			
.			
.			
.			
先行例にはない、有利・有効な効果があれば、その内容をあげてください(できるだけたくさん)			
.			
.			
.			
他技術への応用可能性： メディカル・バイオテクノロジー エネルギー エレクトロニクス 他()			
具体化レベル： アイデア段階 実験中 完成済み			
知財部門受付番号：			
知財部門判断結果： 特許には難しい 再検討してメモ出し直し 発明届に進む			

提出先：産学官連携推進機構 知的財産部門 教授：近藤義和(内線8598)

